

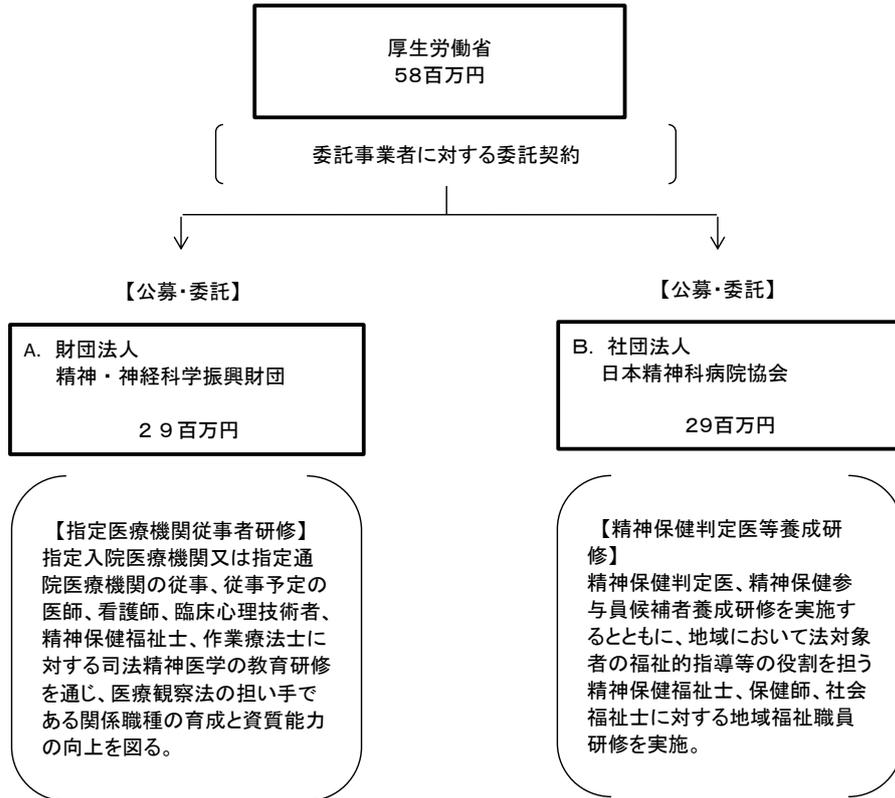
平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	心神喪失者等医療観察法人材養成研修	担当部局庁	社会・援護局障害保健福祉部	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	平成17年度	担当課室	精神・障害保健課医療観察法医療体制整備推進室	石川 直子				
会計区分	一般会計	施策名	Ⅶ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること					
根拠法令 (具体的な条項も記載)	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令(第7条)	関係する計画、通知等	—					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	医療観察法に基づく指定医療機関の従事者、精神保健判定医等関係者に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定並びに医療処遇に関する各種の演習等を通じて、司法精神医療の担い手である関係職種の育成と資質の向上を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>【指定医療機関従事者研修】 当該年度中に指定予定の指定入院医療機関の従事及び従事予定の医師、看護師、臨床心理技術者、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。</p> <p>【精神保健判定医等養成研修】 精神保健判定医、精神保健参与員候補者、地域福祉職員の資格を有し、また、資格を有する予定の者の研修。</p>							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算の状況	当初予算	78	66	65	65	66	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	78	66	65	65	66	
		執行額	68	59	58			
	執行率(%)	87.2	89.4	89.2				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	「指定医療機関従事者研修」の研修人数、「精神保健判定医等養成研修」の研修人数。	成果実績	人	533 284	544 241	564 374	584 390	
		達成度	%	216.7 127.9	107.7 84.6	104.8 105.6		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	「指定医療機関従事者研修」の研修人数、「精神保健判定医等養成研修」の研修人数。	活動実績 (当初見込み)	人	533 284	544 241	564 374	—	
				(指定医療機関従事者研修) (精神保健判定医等養成研修)	(505) (285)	(538) (354)	(584) (390)	
単位当たりコスト	○指定医療機関従事者研修 50,496円(28,479,556円/564人) ○精神保健判定医等養成研修 78,604円(29,397,895円/374人)		算出根拠	「心神喪失者等医療観察法人材養成研修」の平成23年度支出額を、研修受講者数の実績で除算し、1人当たりの支出額を算出。				
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	心神喪失者等医療観察法人材養成研修委託費	65	66	研修受講者数の増加が見込まれるため増額。				
	計	65	66					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	医療観察法に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の円滑な社会復帰のため、国が医療を提供することとされており、当該医療に従事する医療従事者等の研修を実施し、医療の向上等を図ることを目的し実施する事業であり、優先度の高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	医療観察法に基づき、法対象者への適切な医療を実施するため、指定医療機関の医療従事者に対する研修や精神保健判定医等の養成研修を、同法に基づき国が実施する。
	○	利用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	研修受講者数が当初予定から減になった事等による。
資金の流れ、費目・使途	△	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	公募により、当該研修を適正に実施できる事業者を選定し、委託契約を締結している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	事業者が委託事業を実施するにあたっては、入札等を行い事業費の削減に努めている。
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	医療観察法に基づき、法対象者に適切な医療を提供するためHに必要な研修であり、当該研修の実施は、国が事業者に委託し実施している。
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	公募により専門的な知見等を有する事業者に事業委託をしており、より実効性の高いものとなっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	当初見込まれた研修対象者数(規模)で、概ね研修を実施できている。
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	当初見込まれた研修対象者数(規模)で、概ね研修を実施できている。
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	-
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	-
	-	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-
点検結果	<p>当該研修事業は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく裁判所の決定を受けた対象者に対し医療を行う指定医療機関の医療従事者を対象して行う従事者の質の向上を図る研修および法対象者の処遇の決定を行う精神保健判定等を養成する研修を同法に基づき実施している。予算計上においては、これまでの研修受講者の実績及び指定医療機関数の増加にともなう研修受講者の増加等を考慮し、引き続き計画的な予算措置を講じていく。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本事業は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第6条第2項の名簿及び同法第15条第2項の名簿に関する省令に基づき、精神保健判定医等の養成研修を行う事業であることから、その重要性や必要性に鑑み、引き続き効率的な執行に努めること。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	-		
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	515	平成23年行政事業レビュー	468

※平成23年度実績を記入



資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単
位: 百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.財団法人 精神・神経科学振興財団			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	講師、研修、業務、職員	14			
その他	印刷製本費、借料等	14			
諸謝金	講師、業務	1			
計		29	計		0
B.社団法人 日本精神科病院協会			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
旅費	企画委員、講師、受講者、事務局	12			
その他	印刷製本費、借料等	14			
諸謝金	講師、企画委員	3			
計		29	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人 精神・神経科学振興財団	指定医療機関の従事、従事予定者を対象とした、資質向上を目的とした研修を実施。	29	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	社団法人 日本精神科病院協会	精神保健判定医等を対象とした研修を実施。	29	随意契約	
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					